

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 報告第1号 令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） おはようございます。

報告第1号 令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

先に、令和4年度決算に係る健全化判断比率について申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定の中で、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならないとなっております。

まず、当町の算定結果では、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率につきましては、どちらも黒字決算なので、赤字比率は発生なしということでございます。

また、実質公債費比率は、公債費に公営企業の元利償還金に対する一般会計からの繰入金や一部事務組合の地方債の元利償還金に対する町の負担金などを加えて算出する指数で、実質的な公債費の標準財政規模に対する比率でございまして、6.4%でございます。

なお、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%であります。

将来負担比率は、地方債の残高をはじめ一般会計などが将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める比率でございまして、今回はマイナス5.2%であり、マイナスの表記はしませんので、将来負担比率も発生なしとなります。

なお、早期健全化基準は350%であります。

前年度と比較して、実質公債費比率は0.5%の減で、将来負担比率では26%の減となっております。

次に、資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定では、公営企業を営営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならないとなっております。

当町での対象会計は、美浜町下水道事業会計及び水道事業会計の2会計で、これら

れの会計につきましても資金不足は発生しておりませんので、資金不足発生なしという結果でございます。

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上になった場合には財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合にも、経営健全化計画を定める必要がありますが、当町は全ての基準を下回りましたので、これらの計画の策定は必要ございません。

以上が、報告第1号でございます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。数値におかれましては監査委員さんの意見もありますし、何の問題というかというのは、でしょうけれども、この現状のもん、なぜこんなにいいのかという現状分析をお聞きしたい。

成績が悪い場合は当然、現状分析をして、その対策というのが、いつも町としても取れていますが、よいときもよいときで当然分析をして、それを継続なり、さらに発展するなりというのが、施政者たる者の心構えだろうとよく言われておるように聞きますので、その辺についてお聞きしたい。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） それぞれの分析というか要因についてでございますが、まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計の実質の収支額が、前年度より1億60,770千という金額の減額となったことによるものでございます。

それと実質公債費比率につきましては、普通交付税が前年度は増加しまして、また今回も、ほぼ同額の高水準の交付税の措置がされました。また、税収も増加しておるということで、公営企業に要する経費の財源に充てたと認められる繰入金の減少もありまして、単年の実質公債費比率が減少しまして、それによってこの算出となる3か年の平均の数値は減少となったことによるものです。

将来負担比率についても、これは充当可能基金というのが増加になって、その数値でありますところが増えたために、具体的に言いますと、普通交付税の一般財源の増加で充当可能基金の残高が増加したことによるものでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 専門用語があんまり多いので、よく。でも、何か聞いている感じでは、町として、これこれこういうことをしたのでよくなったとか、そういうふうのではなく、例えば交付税が増えたから、算定がどうこうという、そういう外からの要因でたまたまよくなっているという理解でいいのか。また、それに甘んじて、昔から言われるおごる平家は久しからずというふうな言葉もありますし、今後の見通しというか、令和5年度のほうの運用についても、当然、決算のこんなときには意見としてあるはずですから、その辺と、ごめんなさい、質問整理します。

美浜町として独自でああした、こうしたという方策の結果ではなく、外からの外力と言ったらマイナスみたいやなあ、そういう国の制度上のことでよくなったというふうに理解していいのか。それと、今後の運営について、どんなことを思っているのかをお聞きします。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 交付税の額につきましては、外部というか、国からの交付額によるものでございます。

先ほど説明させていただきました充当可能財源ということで、これらは財政調整基金とかが影響されるものでございます。この財政調整基金というのは、昨年までの説明にあります、ふるさと納税の増額であったりというところが大きいところで、そういったことが内部的な要因として考えられます。

今後の見通しのなものになりますが、以前は、今年度が公債比率がピークになって、以降減っていくという見通しを立てておったんですが、今年度からの過疎債の充当事業が今後も見込まれるということで、楽観視できないことが想定されるなというふうな予測をしておるところです。そういったところで、計画的にそういった財源を確保しながら、また事業の実施に向けて、十分検討した上で実施していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

本件については報告事項ですので、これで議了します。

日程第2 議案第1号 美浜町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第1号 美浜町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、当該対策の実施のために派遣された職員に支給することができるとされている手当の名称が「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」から「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改正されました。これにより、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」について規定している例規や新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条を引用している例規について、改正するものでございます。

第1条の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、第44条第26条の8、「新型インフルエンザ等緊急事態措置派遣職員」を、「特定新型インフルエンザ等対策派遣職員」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を、「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に及び項ずれを改正いたします。

第2条の改正も同様に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置派遣職員」を「特定新型

インフルエンザ等対策派遣職員」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を、「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改正いたします。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番、谷です。

単純なこの関連というか、上位というか、その法律が特定新型インフルエンザの名前変わった法律はいつ施行されたのですか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 令和5年9月1日施行です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 議案第2号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

国の制度上、放課後児童健全育成事業における放課後児童支援員は、原則として、都道府県知事等が実施する研修を修了した者である必要がありますが、この例外として、一定期間内に研修を修了することを予定している者を放課後児童支援員としてみなすことができるとされ、具体的には、令和5年3月31日までの間においては、同日までに研修を修了することを予定している者をみなすことができるとされてきました。

令和5年4月12日付、こども家庭庁成育局長通知により、この放課後児童支援員の資格要件が改正され、令和5年3月31日までとされていた研修の修了期限が「研修計画を定めた上で、放課後児童支援員として業務に従事することとなった日から2年以内」となり、研修を修了することを予定している者に対する研修の修了期限は、引き続き課されているものの、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす措置については、「当分の間」として無期限化されることとなりました。

このことより、条例附則第2条中において、こども家庭庁からの通知に準拠した形での改正を行うものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 聞き違いだったらすみません。

今、その中で令和5年、令和5年というふうな、停止条件が令和5年の3月31日までというふうな細部説明をおっしゃいましたよね。これ令和2年と書いているのはどういうこと。もちろんそういうのがなくても、当初から令和2年3月31日を期限としているのを、この2年半もたってから、それを延長するというのはすごく何か違和感があったので、そこは質疑しようと思ったんですが、ただいまの細部説明によると、そもそもは令和5年の3月31日となっていたわけですか。それとも、この内容が違うのか、ちょっと質問も的を得ていないか分かりませんが、全くちょっと理解ができないので、もう一度、詳細に説明をお願いしたい。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） お答えいたします。

国の制度上は令和5年3月31日までという設定でございました。それを今後は、当分の間というふうに、国の制度上はあくまでも令和5年3月31日まで、しかしながら、当町の条例におきましては、令和2年3月31日までということでございます。

厳密に言いますと、幾つかの自治体、これはもう県内県外にかかわらずですけれども、今の現行の美浜町の条例と同じように、令和2年3月31日までとされている自治体もございまして、令和5年3月31日まで、いわゆる1回改正して、国の制度と同じように令和5年3月31日までという改正をしている自治体もございまして。

厳密に申しますと、国の基準に従うべきというよりも、国の基準を最大限尊重して当該自治体で条例を定めるという制度でございまして、それぞれの自治体の考え方で、令和2年3月31日までとされているということは法的には問題ない。ただ、条例でそうしている以上は、令和2年3月31日以降、令和5年の3月31日まではみなし規定はできない、その自治体においてはできないということでございます。

今回条例改正に当たりまして、やはり国の制度に沿った形で「当分の間」ということにさせていただいたというところでございます。

すみません、以上でございます。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） それは分かりました。

そうしますと、当町において令和2年3月31日から現在、可決するまでですからねえ、その間までに当該研修を受けていない人というか、その条例違反状況で、そういうことはなかったんですか。そこだけ確認したいです。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 違反はなかったというのが答えになります。

学童保育、いわゆるこの支援員か、補助員かということで位置づけをしています。あくまでもこの研修を受けていない者については補助員という形で、私どもは位置づけておりました。今現行、今日現在におきましては、松原クラブでは3名の方がこの研修を受けて、支援員としても既に資格を有しています。和田のクラブにおきましては、2名の方が支援員として資格を有しているというところがございます、運営上、ちゃんと支援員を配置しているという状況でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 谷議員がほとんど聞いてくれたんですけれども、1個だけ、その研修の内容というのは、期間であったり、中身であったり、ちょっと具体的にお願いします。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） お答えいたします。

令和5年度の和歌山県が実施しますこの研修でございます。日程につきましては、令和5年9月17日、10月、11月、12月と4日間行われます。それぞれ9時20分の受付から17時の終了ということで、4日間フルで研修ということで設定されているところ。項目につきましては16項目で、各項目については90分なので、例えば1日目でございますと、放課後児童支援健全育成事業の目的、制度内容、安全対策、緊急時の対応、障害のある子どもへの理解、特に配慮を必要とする子どもの理解、これが1日目、90分掛ける4こまでございます。それが16こまというふうなところでございます。9月に始まって12月の4日目を受けて、大体修了書が交付されるのは年度末の2月ないしは3月ぐらいでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） そうしたら、この研修を受けると、例えば、補助員から支援員というような名目ということですよ。

一つ聞きたかったのは、たまに先生、先生と呼んではるんですけれども、あの辺はどうなんですかという話で、はい。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） すみません、ちょっと答えになるかどうか分かりませんが、僕自身も行ったりとすると、支援員の方も補助員の方も、もう全て何々先生という形を言っていますので、そこはそういうことご理解いただけたらと思います。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 議案第3号 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

第15条第1項第2号の改正についてでございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年6月16日法律第58号）により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、通称認定こども園法の一部が改正されました。

その内容は、指定都市や中核市、都道府県の事務に係るものであり、市町村の事務に係るものではありませんが、この法改正の中で、同法第3条第11項が第10項へと1項繰り上げられ、令和5年9月16日より施行されます。

このことに伴い、条例中において、同項を引用している箇所を改めるものです。

次に、第37条第1項の改正であります。

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和5年3月31日内閣府令第33号）により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正され、令和5年4月1日より施行されています。

この改正の中で、「同省令」という表記が「同令」へと改められたことに伴い、条例中においても同様の改正を行うものです。

このことに関しましては、第37条第1項中に規定されている国が定める基準自体が、令和5年4月1日より厚生労働省から内閣府の外局であるこども家庭庁へ移管されたことによるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 美浜町給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第4号 美浜町給水条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についても、ご参照ください。

今回の改正は、水道料金のうち、基本料金とメーター使用料を改正するものでございます。

それでは、基本料金の改正についてご説明いたします。

専用給水栓、家事用990円を1,100円に、会社・工場・業務用2,420円を2,695円に、家事・業務併用2,420円を2,695円に、官公署・学校・病院等2,420円を2,695円に、船舶給水用990円を1,100円に、工事用・臨時用・その他990円を1,100円に、共用給水栓、家事用990円を1,100円に、私設消火栓、演習用・その他臨時に使用する場合1,980円を2,200円に改正いたします。

次に、メーター使用料の改正についてご説明いたします。

メーター口径、13mm66円を77円に、20mm143円を165円に、25mm154円を176円に、30mm231円を264円に、40mm253円を297円に、50mm1,309円を1,540円に、75mm2,068円を2,420円に、100mm2,596円を3,025円に、150mm5,302円を6,820円に改正いたします。

なお、この改正により、家事用の標準的ケースである水道メーター13mm設置の場合、1か月で121円、1年で1,452円の値上げとなります。また、業務用の標準的ケースである水道メーター20mm設置の場合、1か月で297円、1年で3,564円の値上げとなります。

次に、改正の理由についてご説明いたします。



理由につきましては、給水収益の減少による収入の減と物価上昇による支出の増で、特に、令和4年度の給水収益の減少による収入の減と同年の動力費の高騰による支出の増が例年と比較して著しい状況となっており、安定的な事業運営が困難になると予測されるためでございます。

最後に、附則として、この条例は、令和6年3月1日から施行し、この条例による改正後の美浜町給水条例第22条の規定は、令和6年4月分の水道料金から適用し、令和6年3月分までの水道料金については、なお従前の例によるとなっております。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 今回値上げということで、今後、人口もそうですし、家も少なくなってくる、この現状の値上げの金額、そしてまた今後の予測、どれぐらいで今後どうなっていくか。収入減を含めて、物価高に支出ずっと増、そういうのを含めて、今後どういうふうに予測されていますか。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

今回の値上げの算定基礎というか、課のほうで考えていることにつきましては、令和4年で給水収益が5,800千ほど減となっています。それについて、今回の金額をあてがうと、予測値では5,550千ぐらい収入が増えると予測しています。令和4年度の極端な下がりやを今回の改定で補いたいという格好で、金額の設定はしてございます。

今後の予測といたしましてですけれども、議員おっしゃるような、そういう状況になるかと思えます。今後については、注意深く水量なり、それに伴う給水収益を注視して、何年後かというのはちょっとご返答しにくいですが、その辺を注視して、改正すべき時期が来れば、また提案したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 美浜町ふるさと基金の設置に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第5号 美浜町ふるさと基金の設置に関する条例を廃止する条例について、細部説明を申し上げます。

昭和63年と平成元年にふるさと創生事業が創設され、全国一律市町村に1億円を交付されております。平成元年3月31日施行でこの基金条例を制定し、そこで1億円をこの基金に積みました。その後、毎年利子程度を使い、カナダとの国際交流や煙樹ヶ浜まつり、文化講演といった教育文化事業や地域福祉センター、図書館、武道館などの建設や、直近では平成29年度まで小・中学校のパソコンリース料に使ってきましたが、この基金からの取崩しは、平成29年度を最後に残高が677円となり、以降は増減なく基金残高677円で推移してございます。

今後も新たに積立てすることがないことから、このふるさと基金については廃止して区切りをつけたいと考えましたので、当該基金に係る設置に関する条例を廃止するものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。今の説明によって、平成29年から増減も何もないと。今、6年ぐらいたっていますよね。で、今に廃止と、このような考え方というか、その基金の維持管理というか、町の財政の維持管理は、このようなスパンの考え方がよしとされるのか、それが標準なのですか。

何か聞くやにちょっと仄聞ですが、ある議員の中から、こんな基金について整理とか統合とか、そのような指摘も何年前にあったやにもお聞きしましたが、そのようなにもあったにもかかわらず、この6年というのは、いわゆる財政運営の標準的な考え方ということでよろしいんですか。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 標準的な期間というのは、特に定めはございません。

この基金については、以前から検討というか、協議はしてきたところでございます。

例えば、ふるさと納税等が収入が増えてきたときに、そういった関連の基金を、この条例を使ってここへ加えて対応するといった考えもございましたが、今はそういった考えはなく、現在まで至っております。

タイミングとしましては、去る8月の出納検査でも、以前も指摘はされていたんですが、改めてその出納検査の折に監査委員の方から、この基金については検討すべきというご指摘もありましたので、この際、このタイミングで本条例を提案した次第でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 質疑なのであれですけども、そんなに過去も、今回もということでしたら、そんなことが起こらずしっかり運営されているやに思っていたので、少し残念というか、寂しい気持ちになりましたけれども、今後はこのようなことはないというふう

に理解して行ってよろしいですね。それだけお答えください。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 今回の措置について、タイミング的には今のタイミングになったわけではございますが、他の関連する条例、また事業につきましても、その都度、精査して、間違いのないような対応をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 美浜町ふるさと基金の設置に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 議案第6号 物品購入契約の締結について、細部説明を申し上げます。

小型動力ポンプ積載車の入札につきましては、令和4年度、令和5年度の物品販売及び役務の提供を行っている業者の中で、県内に本社及び支店、出張所があり、小型動力ポンプ積載車の営業実績がある6業者及び町内の車検・定期点検業者4業者の計10業者を指名し、去る8月28日に入札執行いたしました。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、落札者との契約に関する議会の議決をお願いするものであり、予定価格10,626千円に対し、契約金額は9,732千800円、契約の相手方は和歌山県有田市宮原町新町399番地3、有限会社ボウキョウ、代表取締役谷口哲也氏でございます。

なお、購入目的につきましては、老朽化が進んでいます第2分団入山班の車両を更新するものであります。

補足といたしまして、入札結果等に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。指名業者さんの選定について、少しだけお聞きしたい。

この物品購入と言われていますが、この小型ポンプだけを購入するのではなく、積載の車両を購入されるわけですから、車両は車両でいろんな法令、道路運送車両法であるとか、

そのあたりの状況があると思いますが、皆さんもお車買ったら、新車だとクレームであるとか、故障云々とかいろいろあると思いますが、そのような関連で、この指名業者さん全において、道路運送車両法上における分解整備であるとか、また車両側についてそれなりの知見なり見識なり技量なり、また資格なりということも、この10業者全てに勘案されているのかお聞きしたい。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

今回の入札につきましては、以前は県内業者を指名して行ってきたところでございます。

今回につきましては、消防車の定期点検とか、車検をお願いしている町内業者も含めまして、計10業者で行って来たところでございます。

ご質問の法に基づく分解整備等につきまして、もちろん町内業者及び、すみません、ちょっと県内の業者につきましては、調査はしていなかったところなんですけれども、町内業者に関しては、そういう分解整備等を行っているという認識でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 質問の趣旨のために理由を述べますが、やはり緊急自動車であります。住民の、自治体、我々、町の一番の責務である生命と財産、これを守るための緊急自動車の運用に当たってでありますので、そのあたりは県内業者においても十分しかるべき認識を持って選定し、しっかりとした、安全で間違いのない緊急の消防車の運用ができるようなことも勘案して指名していくというのが、やっぱり町の進め方ではないかと一般的に言われますが、そのあたりについては、今後も含めてどうお考えですか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

ご質問の緊急自動車ということでございます。確かにそのとおりでございます。

今後は、そういうことももちろん勘案の上、県内業者もしくは町内業者等の選定に臨んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 物品購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 議案第7号 物品購入契約の締結について細部説明を申し上げます。

水槽付消防ポンプ自動車の入札につきましては、令和4年度、令和5年度の物品販売及び役務の提供を行っている業者の中で、県内に本社及び支店、出張所があり、水槽付消防ポンプ自動車の営業実績がある6業者及び町内の車検・定期点検業者4業者の計10業者を指名し、去る8月28日に入札執行いたしました。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、落札者との契約に関する議会の議決をお願いするものであり、予定価格32,432千180円に対し、契約金額は32,010千円、契約の相手方は、和歌山県有田市宮原町新町399番地3、有限会社ボウキョウ、代表取締役谷口哲也氏でございます。

なお、購入の目的につきましては、老朽化が進んでいます役場本部班の車両を更新するものであります。

補足といたしまして、入札結果等に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。

これも第6号と同じなので、ああだこうじゃないですけども、小職の第6号議案における後段のほうの質問と同様に、緊急の消防自動車でありますので、そのあたりを勘案して適正に今後も指名業者であるとか、その辺の選定について進んでいかれるべきものでしょうけれども、そのあたりについて、同様に答弁を願いたい。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、緊急消防自動車でございます。そういうことも加味いたしましてですね、和歌山県内の業者もしくは町内業者等を勘案いたしまして、今後選定に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 物品購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第8号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第7号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ46,837千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を40億72,528千円とするものでございます。

3ページ、第2表地方債補正の変更は、本年度の普通交付税の算定により、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことによるものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

7ページ、地方特例交付金1,028千円の追加は、地方特例交付金の確定によるものでございます。

地方交付税、普通交付税44,875千円の追加は、財源調整でございます。

分担金及び負担金、分担金、災害復旧費分担金185千円の追加は、農地災害復旧費分担金で、農地災害復旧工事の受益者負担分でございます。

国庫支出金、国庫補助金、災害復旧費国庫補助金370千円の追加は、農地災害復旧事業でございます。補助率は2分の1でございます。

県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金777千円の追加は、多面的機能支払推進事業交付金でございます。

9ページ、諸収入、雑入502千円の追加は、過年度医療費補助金46千円と介護保険低所得者保険料軽減負担金精算分456千円でございます。

町債、臨時財政対策債900千円の減額は、本年度の普通交付税算定により、発行可能額が確定したことによるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

11ページ、総務費、総務管理費、企画費11,277千円の追加は、ふるさと納税事務に伴う費用でございます。

青少年対策費、負担金補助及び交付金142千円の減額は、広域青少年補導センターの繰越金の確定によるものでございます。

諸費、負担金補助及び交付金251千円の減額は、御坊広域行政事務組合の繰越金の確定によるもの、償還金利子及び割引料7,849千円の追加は、各補助事業の精算による償還金の追加でございます。

地方創生事業費、需用費100千円の減額、負担金補助及び交付金100千円の追加は、看板商品創出事業補助金に係るものでございます。

民生費、社会福祉費、老人福祉費、繰出金498千円の減額は、介護保険特別会計への

繰出金でございます。

13ページ、福祉センター管理費、役務費28千円の追加は、受電用キュービクル内の変圧器の絶縁油として使用している鉱油に低濃度PCB、ポリ塩化ビフェニルが混入していないことを証明するものがないため分析を依頼するものでございます。

衛生費、清掃費、塵芥処理費6,519千円の減額は、清掃センター負担金で繰越金の確定によるもの、し尿処理費4,611千円の減額は、クリーンセンター負担金で繰越金の確定と汚泥再生処理センターの工事計画変更によるものでございます。

農林水産業費、農業費、農業振興費、需用費4千円と委託料775千円の追加は、水土里情報システムデータ更新によるものでございます。

負担金補助及び交付金3,000千円の追加は、営農継続緊急支援事業補助金でございます。台風2号に伴う梅雨前線豪雨等による農地などの災害復旧に関して、被災した農業用機械等及び農地等の復旧に要した費用の2分の1を補助することとし、上限を定めた予算の範囲内で補助金を交付いたします。

農地費、委託料500千円の追加は、ため池廃止検討委託業務で、入山地区内の立花池Ⅰ及び立花池Ⅱの廃止に向けた検討と申請書類の作成費用でございます。

商工費、観光費1,722千円の追加は、煙樹海岸キャンプ場で使用する公用車に係る費用と、役務費の浄化槽管理清掃85千円の追加は、キャンプ場利用者の増加によるもの、備品購入費1,430千円の追加は、まつりんの着ぐるみを新調するものでございます。

教育費、中学校費、学校管理費8,275千円の追加は、松洋中学校屋内運動場結露対策工事でございます。

保健体育費、体育施設費、委託料22,341千円の追加は、第1若もの広場の全面人工芝化などに向けた改修工事設計委託業務でございます。

原材料費90千円の追加は、第2若もの広場などへ導入する真砂土の購入費でございます。

災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費、農地災害復旧費740千円の追加は、観音寺農地災害復旧工事、17ページ、公共土木施設災害復旧費、河川災害復旧費2,257千円の追加は、大山谷川災害復旧工事で、いずれも台風2号に伴う梅雨前線豪雨等で被災した農地及び河川の災害復旧費でございます。

以上で、歳出の補正についてご説明申し上げます。

添付資料として、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は10時15分です。

午前九時五十八分休憩

—————・—————

午前十時十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） いっぱいあるけれども、取りあえず何点か。

まず、8ページ、普通交付税、本年度は、確か16億93,303千円が決定されていると思いますが、あと50,000千円か60,000千円ぐらい、財源としてあるやに思う。これは何か使途目的があるのか。また、なぜいまだ残しているのか。

それと12ページ、歳出の総務の企画費であります。ふるさと納税に伴うもの。これ結局、こういうのはやっぱりふるさと納税に伴うものなので、全て一般財源で賄わなきゃならないのか。それと備品購入費で複写機、たくさん本年度、複写機買ったようにも思うが、また買うのか。また、このOA機器の購入というか入札に関して、いつもよくきな臭いような話も聞くが、公明正大で透明性のある入札が執行されるのか。そこまでにしとこか。はい。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

まず、普通交付税です。

おっしゃるとおり、今年度の確定が16億93,303千円というふうに決定されております。今回の補正につきましては、あくまでも財源調整だけでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

需用費、委託料、備品購入費についてですけれども、本年の6月に制度が改正されました。令和5年度10月以降のふるさと納税について適用される制度改正がございます。それに伴いまして、全て寄附額は5割以下に下さいという制度改正で、大まかに言いましたらそういう制度改正でございます。

それに伴いまして、現状を申し上げますと、今6割4割と言われていることございまして、それを半分半分の5割以下に下さいということで、全てを含めた中で5割に下さいということでございます。

今現状におきましては、受領証明書の発行であったり、ワンストップの特例申請であったり、中間業者へのポータルサイトへの支払いとか、送料も含めまして外注をしているところがございますけれども、なかなか5割以下に下さいというところが非常に困難でございまして、今現状、外注しています受領証明書の発行のみを当町へ引き上げるといいますか、外注をしないで我々職員で対応していきたいというふうに考えてございまして、その事務に要する複写機の購入をお願いしたいと、こういう形で今回、予算計上をさせていただいたところでございます。

あと、この費用に関して、ふるさと納税に関連する経費ですけれども、財源につきまし



ては一般財源でということをお願いしているところでございます。

あと、複写機の入札に関してですけれども、今後、予算をお認めいただいた後に、また業者を選定しまして、入札をして、また7,000千オーバーですので、また議会議決が必要になってくるかというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 普通交付税のほうは分かりました。

ただ、今の、要はいわゆるふるさと納税の返戻云々に関して、この間、私、文書質問もしましたので、あれでしたけれども、その50、50に、すみません、うがった見方か、表現の仕方に語彙が乏しいので失礼になるかも分かりませんが、10%分使わんがために複写機を買うのかというふうなふうにとれなくもなかったんですが、当然、でも、もう一個、新たな疑問が湧いたんですけれども、そのふるさと納税に職員が業務携わるわけですから、一般でしたら、業務携わっている間の人件費を、そういうふうな事務費というか、そちらに計上できないのかというふうに思ったんですけれども、それ湧いた疑問ですけれども。ただ、6割を5割に下げんがための予算措置なのか、何かお金の使い方に関して疑問が出るような気がしたんですが、聞き違いだったらそれでいいんですが、もう一度、説明をお願いしたい。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 議員にお答えいたします。

人件費の件でございますけれども、人件費につきましては、もともと算定の際に経費に入っております。経費に入っておりますので、特段問題はないかと思います。

それと、すみません、説明不足なんですけれども、複写機、受領書の発行のみというふうなお答えをさせていただいたところでございますけれども、それだけで今、試算では年間約10,000千ほど要っております。外注で1件当たり幾ら掛ける件数。昨年でありますと約110,000件ありましたので、それを掛けますと約10,000千ぐらいを外注にかけていますので、今回その業務を私どもの職員で、こちらで処理をしますと、その分浮いてくるというのと、プラス返礼品ですね。その受領書の発行以外に返礼品率を少し下げざるを得ないというような状況になっておまして、それを下げた上で、結果は分かりませんが5割以下にとどめたいというような考えでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） その受領書の発行10,000千ぐらいかかっている。これも何か私の勘違いならすみません。返礼品側の額に計上されるということだったのと違うんですかね。でもない。それは、いわゆる事務手数料というか、そうでもないか。その10,000千を7,000千か8,000千に値が下がるから、よしとするというふうな説明だったのか。それとも、何かポータルサイトであるとか、そういうところへ払うのも、何か返礼

品の金額に入れるべきだというふうな通達があったや、なかったやとか、そういうややこしいことが新聞記事にあったと思うんですけれども、ごめんなさい、ちょっと理解がこんな低くて。もう一度ちょっと分かるように説明お願いできますか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

先ほどの受領書の発行の業務ですけれども、これは今まで外注しておりますので経費に入っております。今まで入っております。対象外経費、今まで載せていない経費ではありません。入っておりますので、その載せてある経費を、率を下げるために、こちらのほうに引き上げて、そのお金を生み出したいというようなことでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 16ページなんですけれども、着ぐるみ。このまつりんの着ぐるみ、以前も何かいろいろお聞きしますと、それぐらい値段が高かったという話なんですけれども、これまつりんだけで1,430千ということで、よろしかったですか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） お答えいたします。

当町のゆるキャラのまつりん、ぼっくりんですけれども、これは平成21年度に着ぐるみを製作いたしまして、現状約14年経過してございます。使った後にいろいろメンテナンスとかもしてきたわけなんですけれども、やはり経年劣化とともに腐食が著しくて、ちょっと臭気もしてまいりまして、臭いもしてまいったところでございます。

そういうところで、今後、今現状の部分につきましては、もう昔式といたしますか、古いタイプでございまして、今、最新式でバルーンタイプと申しまして、もう空気で膨らますといったり、扇風機がついていたりというような着ぐるみが今、出ておりまして、そういうようなものに変更をして新調したいというような考えでございまして。

最後に、今回の新調につきましては、あくまでまつりん、ぼっくりんのまつりんのみということで、認識をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） ぼっくりんは臭くないですか。まつりんだけで大丈夫ですか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） お答えいたします。

もちろん当時、ぼっくりんも同様に作成しているわけなんですけれども、使用頻度を加味しましたら、やはりまつりんの経年劣化がひどいということございまして、今回は、まつりんということで新調したいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） 真面目な話、やっぱり1,430千というこの金額というのは、それぐらいかかるもんなんですか、着ぐるみって。そこをちょっと、もちろん着ぐるみ、私、趣味にしているわけじゃないんで、ちょっと分からないんで、ちょっと教えてください。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） お答えいたします。

近隣市町にも聞いたところではあるんですけども、やはりもう少し安価かなというような認識は私自身も持っていたんですけども、各市町に聞いてみても、大体このような同様の値段であるというふうに聞いてございまして、これぐらいかなというような認識でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 関連。4番、松下議員。

○4番（松下太一君） この今のまつりん、ぼっくりんというのは、僕自身も結構ちょっと思い入れあるキャラクターなんです。ほんで、今度新しく新調されるということなんで、今よりもより親しまれるように、かわいくとか、そういうのを期待してぜひ作ってほしいと思います。どうですか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 松下議員にお答えいたします。

約10年経過しておりまして、時代の進展とともにいろいろ技術も発達しているかと思えますので、より議員おっしゃるように、かわいくと申しますか、見た目がいいような感じで作成に努めたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、松下議員。

○4番（松下太一君） 農林水産業費の、農業振興費の負担金補助の営農継続緊急支援事業、これ6月の雨のときの被害を受けた人の救済と思いますけれども、町単でやってただけのんかな、これ。町長よくやってくれたと思います。今後もこんな被害のときに、遭われた人に思いやりのような予算、ぜひこれからもつけてほしいと考えております。

それで、この3,000千の内訳というのは、押さえてられると思うんですけども、教えてください。

それと、もう一つ、その下の委託料、ため池廃止、この件につきましても、立花の2つの池ということをお聞きしましたけれども、ほかに和田とか、三尾とかあるんですけども、そんなため池も今後、廃止するとかいう考えはあるのですか。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

まず、営農緊急支援事業についてでございます。

前回、古山議員のほうからも、災害に対して何かないのかというような一般質問もあつ

たように記憶しておりますけれども、今回、こういう支援を行うというのは激甚災害に指定されたということがございます。ですので、どの災害もというわけにはなかなかいかないと思いますけれども、とにかく激甚災害に指定されましたんで、我々は支援を行いたいというようなところでございます。

実際、支援に当たって、営農者の方はやっぱり機械、田植機であったりトラクターであったりというのが、なかなか故障しまして修繕しております。なかなか新しい機械も、後継者の問題もあってなかなか難しいよというお話もいろいろ聞きながら、我々も考えた次第でございます。

あと、農地等の災害というところもございまして、西川の越水、あと日高川の越水で農地にもかなり砂利等が流れ込んでおりますので、復旧に対する支援を行うというようなことでございます。

内訳についてですけれども、農業用機械等の部分については、約20名の100千円で2,000千円、それと農地等については10名の100千円で1,000千円、合計3,000千というふうな想定をしております。

次、ため池の部分についてでございます。入山、立花池Ⅰ、Ⅱの廃止ということで、今後、和田、その辺りのため池についてどうなのかというようなご質問でございますけれども、令和3年に、こういうふうな美浜地区防災重点農業用ため池劣化状況評価調査というのを行っております。これは国からの指導において行ったわけでございますけれども、町内11池を調査しております。その中で、今現在、入山の立花池Ⅰ、Ⅱについては、ほとんどため池機能がないような状態でございまして、いろいろと地区ともお話しまして、廃止の方向で進めております。

ほかの池についてどうですかということなんですけれども、ほかの池についてもいろいろ劣化状況は詳細に報告されておりますので、今後その劣化状況を、修繕するのか、それとも廃止するのかというのは、また管理していただいている農業者さんとも含めて、これから検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（谷重幸君） 7番、繁田議員。

○7番（繁田拓治君） 関連ですが、最初の営農継続支援ということですが、これは入山だけですね。人数を20名と、そこから機械10名と言うたんかな。ほいたら、どのような機械かというの想定されておりますか。入山の方からもいろいろ話を聞いたんですけど、大変困っておられたんで、ちょっと具体的に。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

予算はお認めいただいたあと、補助要綱等を詳細に詰めていきたいと思っておりますけれども、今考えているには、水稻栽培に使用する機械、最初から最後まで、そういうふうな機械を想定しております。例えば田植機、コンバイン、トラクター、もみすり機、米管理機、エンジンポンプ、あと乾燥機、そういうところを想定しております。

施設販売用につきましても、かなりつかったところもございますので、例えば炭酸ガス発生機であったりというところを想定しております。これは県の事業に載れない機械であったりというところを補完するような形というふうに考えております。

繁田議員は入山というふうにおっしゃられましたけれども、これは入山だけに限ったことではございませんので、つかったところの和田の農地なんかで、復旧するに当たっても十分使っていただけるというふうに思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、繁田議員。

○7番（繁田拓治君） そうしたら農業用機械、2分の1と今言われましたけれども、この機械の中で具体的に、軽トラとかつかって動かなくなったとか、それからユンボ、ちっさいユンボ、くわで耕したりいろいろするんですけども、もう体力がないんで、年がいった人、ある人はユンボでやっておるんやと。これも動かなくなって修理に出したんやけれども、こういうのはもうあかんのかというようなことも言われる方もございますんで、そこら辺はどんなもんですか。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 今、2点ほどおっしゃられました。

まず、軽トラですけども、軽トラにつきましては、農業者だけがつかったわけではございません。かなりの台数、車もつかっていると思いますので、軽トラはちょっと除外したいなというふうに考えております。

ユンボについても、ちょうど水稻の作付の期間でした。ですので、先ほど申しましたように、水稻を中心に補助していきたいなというふうに思っています。

そういうふうなユンボというか、機械については、県のほうでも少し補助のほうがあるというふうなこともございます。これは化学肥料等を削減するための何か施策でございまして、そういうようなところに、なかなか引っかけられないところを網をかけたに行っていますんで、できればユンボ、機械になりますと、かなりの高額になるかと思っておりますけれども、そのあたりは、担当課としてはその部分は含まないというふうに考えております。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 保健体育費の第1若ものです。こういうふうに人工芝を張って、隣にテニスコート2面、ゲートボール場という計画上がってきていますけれども、テニスコート、吉原公園にもありますし、その辺、ここへこういうふうにもまた新たにしてくるこの計画の根拠というか、その辺のところをちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 今、おっしゃられましたように吉原公園のテニスコート、非常に軟弱地盤といえますか、もうコートの面がうねっているような状態で、当然その吉原公園のゲートボール場もそういう状態です。

今回、町長のほうから、こうした若もの広場に関するトップダウンで指示を受けたときに、やはりそういった状況も、移ってきて環境にいいところでテニスもゲートもできるよというふうな感じで考えたところ、素人なりのイメージですけれども、こういったイメージ図を今回、資料として提出させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） テニスコートをこっちへというのは分かりました。ゲートボール場もそうですよね。

そうしたら、今ある吉原公園のあそこをどういうふうにする計画があるんかとか、それ1点。

それと人工芝、これを全面張ると。この人工芝を全面張るという合理的な理由ですよね、その辺のところをちょっと教えていただきたい。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員にお答えいたします。

まず、私が公民館長時代、先ほども課長答えましたけれども、やはりテニスコート、ゲートボールの土地のそもそも抜本的な問題があって、いろんな要望を受けておりました。子どもから大人、高齢者の健康増進、スポーツをやってもらって健康になってもらえればというような拠点が何かできないか。私が公民館長時代もテニスコートだけの予算計上、そのときもう10年前ですけれども60,000千計上して上げたんですが、そのときはもう予算としてお認めいただけなかった、もう町長査定で。いろんなことで思いがずっとありました。

でも今回、煙樹海岸活性化基本構想を立てまして、やはり今ほとんどグラウンドゴルフであったり、子どもの野球でも、サッカーでもそうですけれども、芝のところで作られている。そういうことも考えましたら、やはり今後、集客もそうですけれども、皆さんに気持ちよくスポーツをしていただくためには、人工芝がいいんじゃないかなと。

もともと草も今、ずっと引いてもらっています。その作業とか、土があそこ流れますので、土も入れてくれとか、風が吹いたら土が舞うんで何とかしてほしいとか、そういうご要望もいただきながら、総合的にスポーツのできるようなところができたらいいなという考えで、この人工芝化をやってほしいということで、私のこの任期で何とか進められないかなというふうにも考えまして、中途半端なこの補正になりましたけれども、いろいろ考えていますと一気にはいかないんで、少しずつお金も必要になってきますので、少しずつ進めたら、大体3年ぐらいかかってくるんじゃないかなというふうに思いまして、早いめに設計ができれば少しでも前へ進んでいくのじゃないかなというふうに思い、私の強い思いで、そういうふうな構想をやっているというところでございます。この芝生化という思いというのを答弁させていただきました。

跡地につきましては、今のところは、まだ跡地については考え中なんですけれども、あ

そこにまだ駐車場も欲しいなという方も、煙樹の杜さんですか、そういう要望もずっと来ていたんですけれども、そういうことも考えられますし、空き地に松の木を植えることも考えられますし、またこれから協議していきたいなと思っております。もうテニスコート、ゲートボール場は、もうあそこは撤去いたします。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 町長の芝生化に対する強い思いというのは昔から持っていたというので、それは気持ち的には納得はさせていただきますけれども、でも、いざするとなってお金の問題もありますし、私がちょっと懸念しているのが、あそこ大きな波来たら砂入りますよね。芝生にしたはええけれども砂入ります。砂入りました。これも除去ってなかなか難しい話になると思うんです。そういうことも考えたら、今、離岸堤しているんで、これ以降波立たんでというんだったら、そうかも分かりませんが、これってまだできてもないし、結果が出ているわけでもないんで、今、結果が出ているんは、あそこ波越えてきますよという結果が出ているだけの話なんです。

その辺も考慮したら、堤防もかさ上げさせないかんのちゃうかと。いろいろ附帯することが出てくると思うんですよ。その辺に関してはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 堤防のかさ上げ等につきましては、また県のほうへも要望もしていききたいなというふうには考えておりますけれども、まず、離岸堤を早く進めていくよう言っていただけるよう、私たちも要望活動をしていききたいなというのと、あと、本当に越波してくるときのことを考えますと、工事については、入らないような何か工程ができないのかなというふうにも考えているところです。

今はまだ、ちょっと設計をやっていただく段階ですので、これから皆さんにお示しできるのかなというふうには考えております。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 関連でお伺いします。

まず、その内容についていろいろ今、質疑されておりましたが、この本体、どれぐらいの予算を考えていらっしゃるのか。私の拙い頭でも数億円はかかるやに容易に想像できませんが、どれぐらいを考えているのか。

それと、そこはもちろんでありますが、その後の経常経費ですね。毎年どれぐらいを見込まれているのか。今、同僚碓井議員の質問でありましたが、そういう災害に依じての復旧とか、そういうもろもろを考えると、かなりの金額を想定してしかるべきというのが常識だろうと思いますが、その辺がどうなのか。

それと、もう一点、今回の予算計上、全額一般財源なんですか。そのあたり、そうすると本体も一般財源化かと、そんなことないでしょうけれども、そのあたり、すごく気になるところでもあります。

それと一番お聞きしたいのが、町長はご自身の思いで、職員の頃からの思いもあってということですが、当然住民の健康増進とかそのあたりでしたら、どれぐらい利用されて、どれぐらいこういうことがあれば、町長が立てたこの目標が達成されたと思うのか。当然アウトカムについて、しっかり基準なり数値なり目標を設けて事業を行うというのが、今の公共団体の事業の進め方でありましょうし、そのあたりしっかりお聞きしたい。ご答弁願います。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） お答えいたします。

本来であるならば、この資料に概算事業費とかというのを記して、お示しするところではございます。ただ、ちょっと告示の日でさえも私どもにある程度の情報は、メーカーさんからもちょっと聞き取れてなかったのというところは、ご容赦願います。

まず、事業費でございます。あくまでもこの人工芝のメーカーさんからの参考概算事業費ということで、ご認識していただければと思います。まずトータルといたしまして、消費税含めまして3億25,900千円ぐらいでございます。まずテニスコート54,000千円程度です。ゲートボール37,000千円程度、休憩所4,000千円程度、駐車場が21,000千円程度、グラウンド自体が2億8,000千円程度、総じて3億25,000千円程度というふうに、私ども今、考えているところでございます。

財源でございます。グラウンドを除く部分で1億17,000千円程度でございます。これにつきましては全額過疎債充当でございます。残りグラウンドの人工芝生化につきましては、令和6年度に申請をいたしまして、令和7年度スポーツ振興くじの助成金を活用したいと考えているところ、その助成金は上限で48,000千円交付されてきますので、残りを引いた1億60,000千円程度については、過疎債を充当するというふうに考えているところでございます。

それから、最後でございます。当然、照明設備や防球ネット等の附帯設備がございます。これについては、今のところ最終年度でというふうには考えているところで、その部分についての金額というのは、ちょっと私どもまだ手元にはないんですけれども、これにはスポーツ振興くじの助成金がまた活用できます。事業費に対して3分の2、ただ上限が20,000千円でございますので、防球ネット、照明設備の事業費を仮に30,000千円とすると、それに対して3分の2の20,000千円、アップパーで20,000千円です。限度額として助成金が交付されるというところで、今のところ、本当に概算の概算ですけれども、その数字をつい先日の土曜日の夕方、入手したところでございます。

最後でございます。当然、経常的な経費、これまでとは違う若もの広場になると思います。当然維持管理の面で人的な部分も要ってこようと、管理人1名ないしは数名というところで必要なかなと思っているところなんですけれども、すみません、その分の具体的な金額については、すみません、私どもまだ、そこまで詰め切れていない状況でございます。ただ、きれいな施設になりますので、きれいな状態を引き続き長いこと、住民さんの利便



性も考慮いたしましてということになりますと、それなりの管理人さんが要るのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 利用の。

○教育課長（河合恭生君） 利用ですか、すみません。

利用状況でございます。令和4年度の実績でいきますと、吉原公園のテニスコートにつきましては、令和4年度、年間172日利用されているところ、吉原公園のゲートボール場におきましては年間317日利用されているところ、若もの広場につきましては、グラウンドゴルフ等々で278日利用されているということでございます。恐らく完成した後も、これぐらいの利用頻度、日数はあろうかというふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 旧の施設がそれほど利用されているということに、ちょっと驚いて、見識が足らず恥ずかしいなと思ったんです。

ただ、るる予算の説明、本体の部分ですけれども、そうすると大体1億ぐらいが、全部過疎債、過疎債、過疎債と言っていたので、3割部分が一般での持ち出しになるのかなという理解でよろしいか、確認の質問おかしいですけれども、そういうことかというのと、利用料とか、そのあたりまでの今お考えされているのか。それと、決して揚げ足を取るわけではないですが、課長がネットとか照明の話、おおむね数千万程度とおっしゃいましたけれども、昨今のいろいろなのを聞くと、何か同僚議員の雑談の中で億単位の金というふうなこともお聞きしましたので、その辺の検討もされるのか、そのあたり答弁願います。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） まず、すみません、過疎債でございます。3億25,000千程度と申し上げました。過疎債合計いたしますと2億77,000千円程度、これ交付税措置が70%ありますので、残りの30%ということになりますと、そこで83,000千円ぐらいというところで理解しているところでございます。

利用料につきましても、当然現行のままでいくのか、どうするのかというのは別ですけれども、利用料の検討は当然するつもりでございます。

最後です。照明、当然、本当に全く照明幾らというのは今、把握していないんですけれども、総じて全てにおけるんですけれども、当然快適性であったり、利便性であったりと、ただ、そこには当然経済性もあると思いますんで、そういう部分で経済性という視点も持ち合わせながら、このランドデザインを描いていこうかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員。

○3番（古山経生君） すみません、先ほどの町長のグラウンド芝、ゲートボールの話は、健康維持というのは物すごく共感できるんですけども、この間違っていたらすみませんですけども、その前に、まだ防波堤ができていないということなんですけれども、昨日言った一般質問でもそうなんですけれども、防波堤ができてなくて、そこでいて、波が来ました、命が奪われましたというのは、先は防波堤になるんじゃないんでしょうか。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 防波堤がないという話ですけども、実際防波堤はございます。過去、ここ最近、この若もの広場の付近で、近くではあるんですけども、その若もの広場のところで越波したという、私は記憶はございません。当然、離岸堤も今、着々ともう海上の工事にも入りましてやってございますので、その辺り併せてという町長の答弁だったと思うんですけども。

それと利用状況になるんですけども、そういうような状況のときは、突発的なとき以外は別として、台風で高波とかというときは、もう既に使用禁止にはなっていると思いますので、そのあたりでご理解していただけたらと思います。

○議長（谷重幸君） 4番、松下議員。

○4番（松下太一君） この第1若もの広場の人工芝、これ結構この美浜町でしょうというのかな、近隣の市町村でもないと思われま。それで象徴的なものになるのかなということで、こんだけ立派な施設すれば、やっぱり駐車場も要ってこようかと思えます。それで駐車場も一応予定されておりますね。でも、これ大分木も切らんなんと思うんです。でもこれも必要だろうと感じます。

この事業自体、煙樹海岸の活性化基本構想の一環だと思うんです。それで煙樹海岸活性化基本構造、これも着々とできていっていると思います。まだ、ほかにできていないのも数件あると思うんです。例えば、遊歩道の話とかね。こんなもんは大体、いつ頃という考えはあるんですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 松下議員にお答えいたします。

いろんな構想の中に入っています分につきましては、金額的にはそんなに今のところ、自衛隊のほうから入る道については、ちょっとまだ金額的にも分からないし、いつどうということは、まだ進んではないんですけども、それも進めていきたいということで、あと志賀電機の前から入る道、ああいう道なんかは、もうすぐにセメントも張って、またいけるんじゃないかというふうには考えております。

先ほどの谷議員のご質問の中の過疎債なんかも、もちろん借金ですので、これはいろいろ考えるところがございますけれども、やはり過疎債が使えるという今、本当に使える期間に使っていかなければ、いつまた使えなくなるかもしれないというのもありますし、もちろん経常収支比率も心配しながらですけども、やはり何かしなければ、集客とか、そういうことにもなり得ないと思いますし、もちろん住民さんの健康増進、必要かと思いま

す。毎日、グラウンドゴルフされている中にも90歳以上の方2人いて、まだ自転車で自分で来るんですね、毎日。そういうことを考えましたら、どんどんそういう方が増えてくれたらなども考えておりますので、松下議員がおっしゃる今後どうなっていくかということにつきましては、本当に着々と、また皆で協議しながら進めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力もお願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 関連。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 全然趣の違う質問です。

事前復興計画では、ここを重点的に使うようになっていたと思いますが、そこへの影響等はないですか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

事前復興計画に掲載があるやないかというご質問でございますけれども、今後そういうことも加味しながら、事業を進めていけたらというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 防災の課長の補足といいますか、当時、私、事前復興計画担当しております、つくったもので、若もの広場については災害廃棄物の置場というふうなことでございます。整備した後というようなことでございますけれども、これは南海トラフ巨大地震ということで、そこはもう影響あるかないかという話ではなしに、そういうような緊急の場所というようなことで進めていけたらと思っています。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 思いつ切りの関連なんですけれども、あそこ、第1若もの広場はヘリポートの発着場になっていますよね。丸でありましたよね。ドクターヘリにせえ、何にせえあそこ使うこともあると思うんですけれども、数トンある機体が降るに当たって人工芝、どういう感じにお思いでしょうか。

○議長（谷重幸君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 碓井議員にお答えいたします。

確かに若もの広場につきましては、ヘリポートという位置づけもございます。今後につきましては、そういう芝生化の検討をしていく中で、総合的にいろいろ考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 関連ないですか。3番、古山議員。

○3番（古山経生君） 若もの広場なんですけど、今、先ほど町長も言われたように、90歳の方が2人来て来ています。健康になってきているんですけれども、今現在、若もの

広場を使っている人数というのはどれぐらいでしょうか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） すみません、先ほど令和4年度の実績で、1年間で278日というお答えさせていただきました、若もの広場の利用につきまして。人数までは把握しておりませんが、団体数でいきますと、野球がその月によっては2団体、グラウンドゴルフは1団体、老人連合会が1団体、サッカーが1団体と月によっては違いますけれども、グラウンドゴルフは毎月使われています。野球の関係での申請も1月を除いて、令和4年度は毎月利用されていたというところがございます。サッカーについては、12月、1月、2月を使われていたというようなところで、すみません、団体数といいますか、種目といいますか、ちょっと今、手元にはそれぐらいの資料しかないので、よろしくお願いたします。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 単純にその今、若もの広場の一つ上です。松洋中学校屋内運動場結露対策工事、こんなのはその空調設備の設計をした段階で、当然にして予測されるべきであろう。そのあたりについては担当課というか、技術的な側面ならそういうところは、この事案が発生した折には、最初の設計の方とか、そういうところ打合せはしなかったんですか。単純な疑問です。

それと、もう一点。一番最後の18ページ。

大山谷川災害復旧工事、これも全部一般財源で出ていますが、このあたりは一般財源、何か手当はなかったのですか、2点お願いたします。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 空調設備の設置、それから屋根には遮熱材を全面張り巡らすというのを行ってきたわけでございます。それが完成した後に、4月ぐらいからぽつぽつ水滴が落ちている。屋根からの雨水の浸入も含めて、全てのところをつぶさに潰していった結果として、結露がというところでもございました。当然、関わった設計監理の業者さん、それから屋根屋さん等も、今回調査業務のメンバーとして参画していただき、行ってきただけでございます。当然しかるべき手続を経て引渡しを受けているというところでもございますけれども、やはりひょっとしたら施工ミスではないかというような部分の思いというのは、それぞれの皆様方にはあったと思います。

でも、実際調査をしていったときに、やはりもう本当に、そのときの気温と湿度と露天温度というところで、結露が発生するしないというのは、もう日々毎日その置かれている環境が違う中で、そこまで設計の段階で予見できてたどうか。また、張り巡らした遮熱材のメーカーさんが予見できてたどうかというところも確認しましたけれども、結果としては、やはり予見できなかったというところで、私どももそのように理解し、今回、追加費用8,000千円程度を計上させていただいたところがございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 災害復旧についてお答えします。

議員おっしゃられるとおり、この予算書の中では、大山谷川災害復旧工事全て一般財源になっております。

これ実は、8月9日に災害査定を受けてという予定だったんですけれども、当時、台風、あれは何号だったですかね、かなり九州の西側を通った台風がございましたけれども、その影響で査定が中止になりまして、予算を計上するに当たって、まだ補助率も認められるかもどうか決まっていない中で、ちょっとその国庫負担分というのは入れておりませんでした。

実は昨日、災害査定を受けまして認められております。今日は私、参加できませんけれども、災害の種入れと、あとこれが昼前に和歌山のほうの財務検査というのがございますので、そこで国庫補助ということで認めていただける手はずになっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、繁田議員。

○7番（繁田拓治君） 今の中学校の体育館の結露工事のことですけれども、ここに断熱材を張ると書いておるんですけれども、前に耐震化なんかで天井を取って、放送の何が。物すごく聞こえにくくなったんですよ、マイクの何が。そういうのも承知の上で、それをまあ一回張るんですか、下へ。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） すみません、今回、施工させていただきますのは、この鉄骨の大ばりの上に、幅でいくとこれぐらいの幅なんですけれども、その上に、この赤く厚さ4ミリぐらいの断熱材を敷くと。いわゆる鉄骨に敷くと、その上に敷くという内容でございますので、それぐらい鉄骨の幅でというぐらいですと、特段このやることによって音響には影響を与えません。そう思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 議案第9号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,780千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を9億62,158千円とするものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、県支出金、県補助金、保険給付費等交付金1,023千円の追加は、産前産後期間の保険税減額措置の創設に伴うシステム改修に対する特別調整交付金の増額分、繰越金、前年度繰越金11千円の追加は、財源調整によるものでございます。

諸収入、雑入、過年度国民健康保険診療報酬精算分3,746千円は、前年度の診療報酬の確定による精算分でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、総務費、徴収費、賦課徴収費、委託料1,023千円の追加は、産前産後期間の保険税減額措置の創設に伴うシステム改修に要する費用です。

諸支出金、償還金及び還付加算金、療養給付費等交付金償還金2千円の追加は、過年度に交付を受けた退職者医療療養給付費等交付金の確定に伴う精算分及び普通交付金償還金3,755千円の追加は、前年度に交付を受けた普通交付金の確定による精算分でございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 令和5年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第10号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ12,064千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億88,186千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページ、国庫支出金、国庫補助金、地域支援事業交付金108千円の追加、県支出金、県補助金、地域支援事業交付金54千円の追加は、地域支援事業費の追加によるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金498千円の減額は、事務費の減額と地域支援事業費の追加によるものでございます。

繰越金の追加は、前年度繰越金23,404千311円のうち、今回12,400千円を予算化し、財源調整するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費552千円の減額は、御坊広域行政事務組合、介護認定審査会の繰越金の確定によるものでございます。

地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、任意事業費280千円の追加は、社会福祉協議会の配食サービスを活用した見守りネットワーク事業の再開によるものでございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金12,336千円の追加は、前年度事業の精算による国、県、支払い基金への償還金でございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第11号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,791千円を追加し、補正後

の歳入歳出予算の総額を2億48,722千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページ、繰越金、前年度繰越金1,791千円の追加は、出納整理期間中に収入があった保険料を次年度へ繰り越すものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費1,791千円の追加は、後期高齢者医療広域連合に納付する保険料でございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第11号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件、直ちに質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第12号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午前十一時十九分散会

再開は明日14日午前九時です。

この後、議会運営委員会を開きます。

お疲れさまでした。